日光市まちづ 部 り基本条例 改正し ま

めた、日光市まちづくり基本条例を制定しました。 は平成 20年4月に、 まちづくりの基本的な事項を定 直

部を改正しました。そこで今回は、 すことが定められており、 改正内容についてお知らせします。 この条例には4年を越えない期間ごとに、 検討の結果、3月に条例の 条例改正の経緯と、 内容を見

くわしくは 総合政策課 政策調整係 21 5 1

V 日光市まちづくり基本条例とは

体となってまちづくりを進めていくのルールです。市民と議会、市が一 ために、基本となる考え方や仕組み について定めたもので、 市民の皆さんで育てるまちづくり 範となるものです。 市の最高規

この条例の「共

のまちづくり」が より「市民が主役 実践されることに まちづくりの中で という基本理念が、 有・参画・協働」 層推進されます。

V 改正内容は?

議」を設置して、条例内容の再検討 ❖第2条第2項の 点について条例の改正を行いました。 づき条例を見直したもので、 市民会議から提出された提案書に基 に取り組みました。 「条例を守り育てるための市民会 「事業者」 Iţ 平成23年度から1 を記載 「市民の定義」 今回の改正は、 次の2 に

たが、 民 おいて活動する団体及び事業者」 「市民の定義」において、 これまで「事業者」も、 に含まれるものと捉えていまし 具体的な記載がなかったため 広く 「市内に 市

市は、

⋄ Ų ちづく どを記載した「危機管理」 携・協力体制の整備に努めることな の事態に備えて、 市民が安全で安心して生活できるま 定外の大災害となりました。そこで 昨年発生した東日本大震災は、 今後危機管理体制を強化し、 りを推進し、 の条項を

位置付けを明確にしました。

を進めます

ŋ

「危機管理」に関する条項の追加 地域において連 市民自らも不測 想

> 新たに追加しました。 4月1日から施行された日光市ま

のホ ちづくり基本条例の改正条文は、 市民が主役の 4~ ジからご覧になれます まちづく

のがまちづくり基本条例です。 開していますが、その基本となるも 推進に向けて、 市は、 市民が主役のまちづくり さまざまな施策を展 Ó

発を進め、 基本理念とするこの条例の普及・ 光市のまちづくりを行ってい 今後も市は、 市民の皆さんとともに日 共有・ 参 画 • いきます。 協働を 啓



この条例を市民が身 近に感じるための方策を進め、まちづくりに 役立てていかなければ、この条例は生かされ

ないと感じました。 私は小代自治会長になり4年目を迎えます。 昨年、落合中学校、落合地区、落合公民館の 連携により、子どもを育てるまちづくりやふ るさとを実感できる思い出づくりを目的とし

り基本条例の実 践の見本となる



日光市まちづくり基本条例を守り育 てる市民会議 高橋國男委員長

条例見直しの検討を進め るため、市民20名で構成す る市民会議の委員長を務め ました。会議を7回開催し、 ・協議の調整を進める

たイベントを開催しました。今後もまちづく

組んでいきます



一地を新たに取得 務付けられて いる面積を取 た場合

くわしくは

☎(21)5179 農林課 林政係

の届出が義務に

ください

ァ 水 水 水

都市計画区域外1万㎡以上)。 合(都市計画区域5、 0 0 以上、

▼届出先

場合は、 業建設課)。 町村の林政担当窓口(市 取得した森林の土地が所在する 農林課または各総合支所産 内の土地の の市

森林の伐採や転用を する場合

場合には、 息場所といった多様な機能を持ってに、地域の水土保全や野生生物の生 について、 続するよう、 います。そのため、 森林は、 地域の森林計画が立てら 必ず届出や許可が必要と 個人の財産であると同時 森林の伐採や転用をする 森林資源の管理や整備 森林の機能が持

③森林の土地の位置が分かる図面

どの写し)。

▼届出の時期

森林の

土地の所有者となってから

届出が不要の場合

国土利用計画法に基づく届出が義

②権利を取得したことがわかる書類

(売買契約書や登記事項証明書な

4月1日以降、森林の土地を

新たに取得した場合、取得した

土地の市町村への届出が義務付

届出をしない、または虚偽の

ことがありますので、正しく届出をしてください。

ります)。

書は、

森林の土地を新たに取得した場合の届出方法と、

▼届出に必要なも

した個人や法人。 により新たに取得 や相続、贈与など

森林の土地を売買

届出が必要な方

日以降、

取得した場合

森林の土地を新たに

せて伐採や転用をする場合の届出方法についてお知らせします。

①森林の土地の所

届出先の窓口に配置してあ)土地の所有者届出書(届出

届出をしたときには罰せられる

けられました。

森林計画対象森林(市内のほとん

なります。 届出が必要な場合

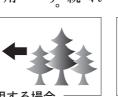
> どの森林が該当 林以外への転用をす す)の伐採や、 宅地といっ 事 ままず ままま

る場合。 きが必要になります。 た山林は、 保安林に指定され 別の手続

をする事業者など。 ▼届出が必要な方 森林所有者 転用

①伐採および伐採後 届出に必要なもの の造林届(届出書は、 届出先の窓











転用する場合

伐採や転用をする90日前から30日

③面積を求めた図面

▼届出の時期

②森林の位置が分かる図面

口に配置してあります)

の合は、農林課明村の林政担当

窓口(市内の森林の場合は、

森林が所在する市町

▼届出先

または各総合支所産業建設課)。

市